

金属アーク溶接等作業に係る自主点検を実施しました

神奈川県労働局健康課

令和3年11月

金属アーク溶接等作業の際に発生する溶接ヒュームが、新たに特定化学物質に指定されました。これにより、特定化学物質障害予防規則（以下、「特化則」といいます。）が改正され、令和3年4月1日から順次施行されています。

具体的には、

- 作業場所の全体換気装置による換気又はこれと同等以上の措置
- 継続してアーク溶接等作業を行う屋内作業場において、溶接ヒュームの個人ばく露測定の実施（令和4年4月1日から）
- 上記の測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の着用
- 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日から）
- 溶接ヒュームに関する6か月以内ごとに1回の特殊健康診断の実施

などがあります。

神奈川県労働局では、管内12の労働基準監督署において、金属アーク溶接等作業を行っている事業場に対して自主点検を実施し、その結果を取りまとめました。

（注）金属アーク溶接等作業とは、TIG溶接、MIG溶接など、名称の如何にかかわらず、熱源にアーク（火花）を用いて金属の溶断、溶接などを行う作業のことを言います。



1 自主点検対象事業場

神奈川県内の金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業など、金属アーク溶接等を行っていると思われる事業場を選定しました。

実施時期は令和3年7月から9月です。

発送数 1,447

回答数 969

回答率 66.97%

でした。

回答事業場のうち、

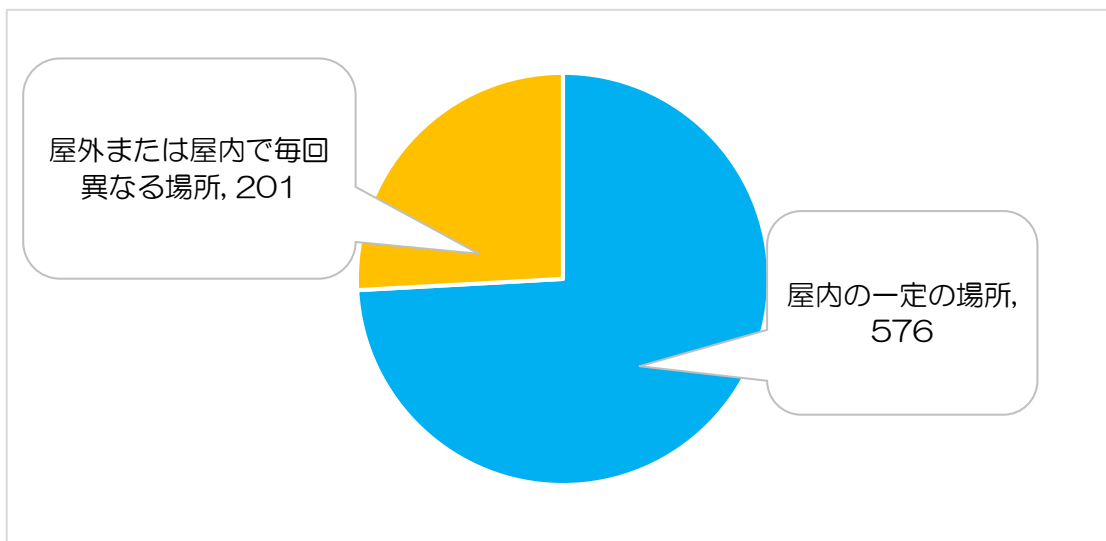
金属アーク溶接等作業を行っている事業場 773

金属アーク溶接等作業を行っていない事業場 195

であり、金属アーク溶接等作業を行っていると回答した773事業場の結果を対象としました。(なお、質問事項について、重複して回答されている場合や、無回答の場合もあるため、各項目の回答の合計数は、対象事業数の合計と一致していません)

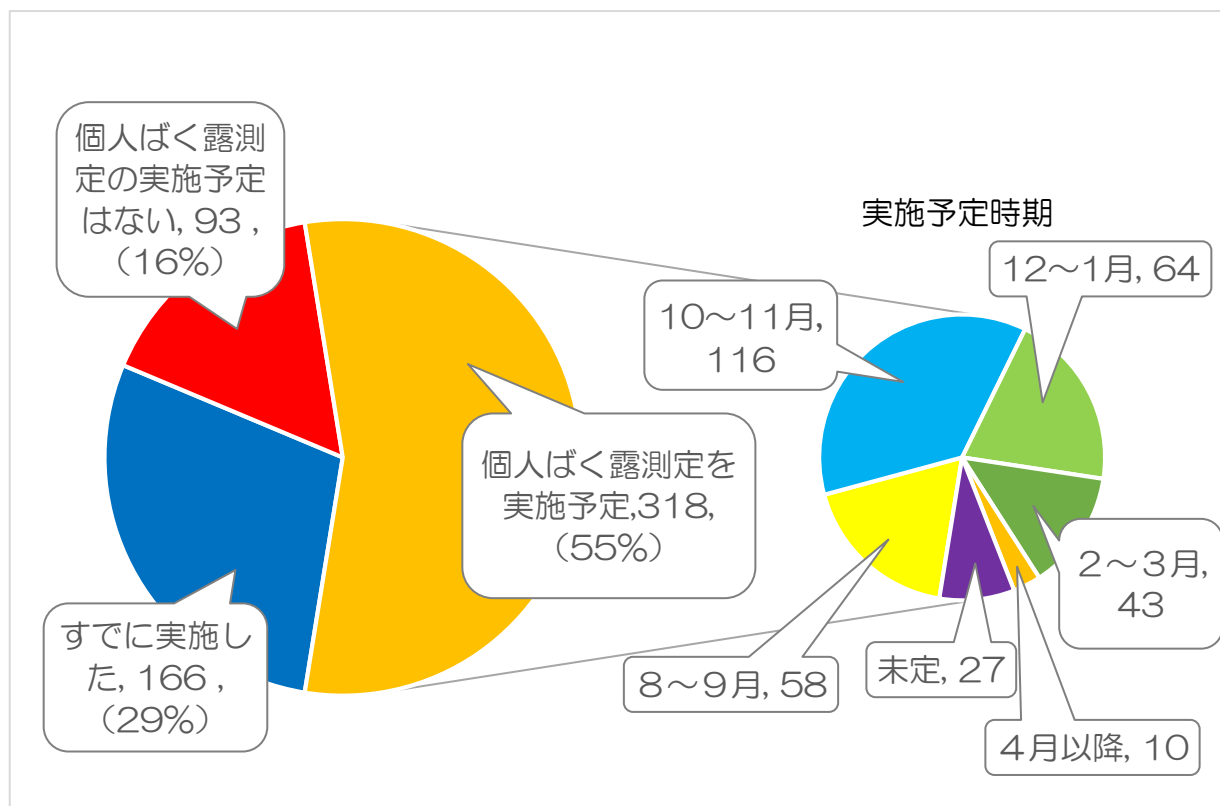
2 金属アーク溶接等作業を行う場所

質問：金属アーク溶接作業を行っている場所はどこですか



3 (2で屋内の一定の場所と回答した事業場に対し)

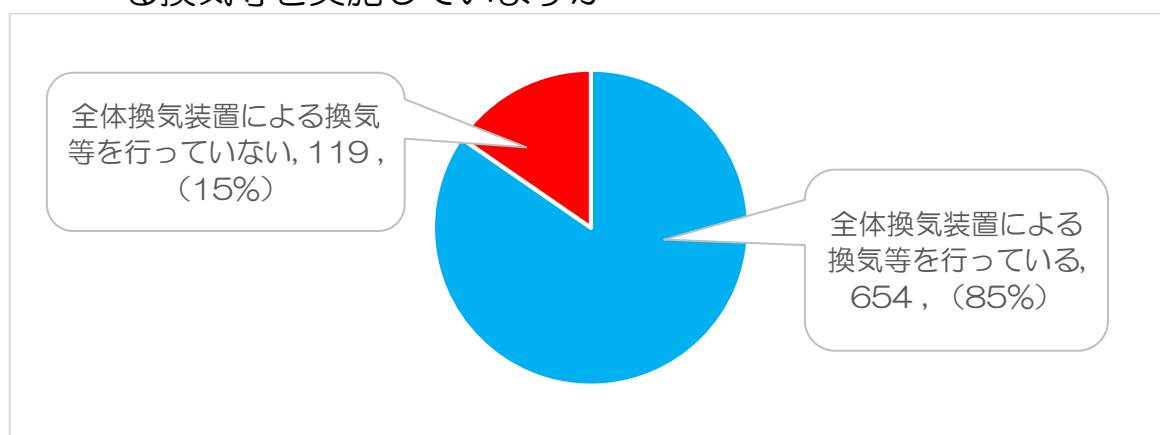
質問：溶接ヒュームばく露の測定（個人ばく露測定）は行いましたか



すでに実施した事業場が29%、実施予定が55%となっていますが、実施予定が4月以降や未定となっている事業場があり、実施予定がない事業場を合計すると100以上になります。改正特化則では、現在継続して屋内でアーク溶接等作業を行う作業場においては、令和4年3月31日までに1回、個人ばく露測定を行っていただく必要があります。

4 (屋内、屋外にかかわらず)

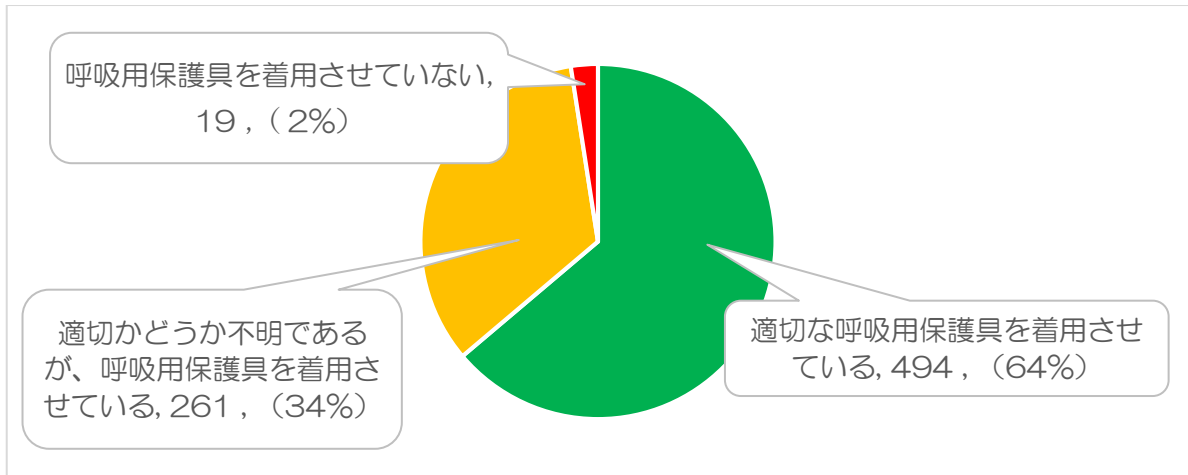
質問：金属アーク溶接等作業を行う作業場所には、全体換気装置による換気等を実施していますか



全体の85%の事業場では何らかの換気が行われていますが、換気等を行っていない事業場も119ありました。

5 保護具の着用

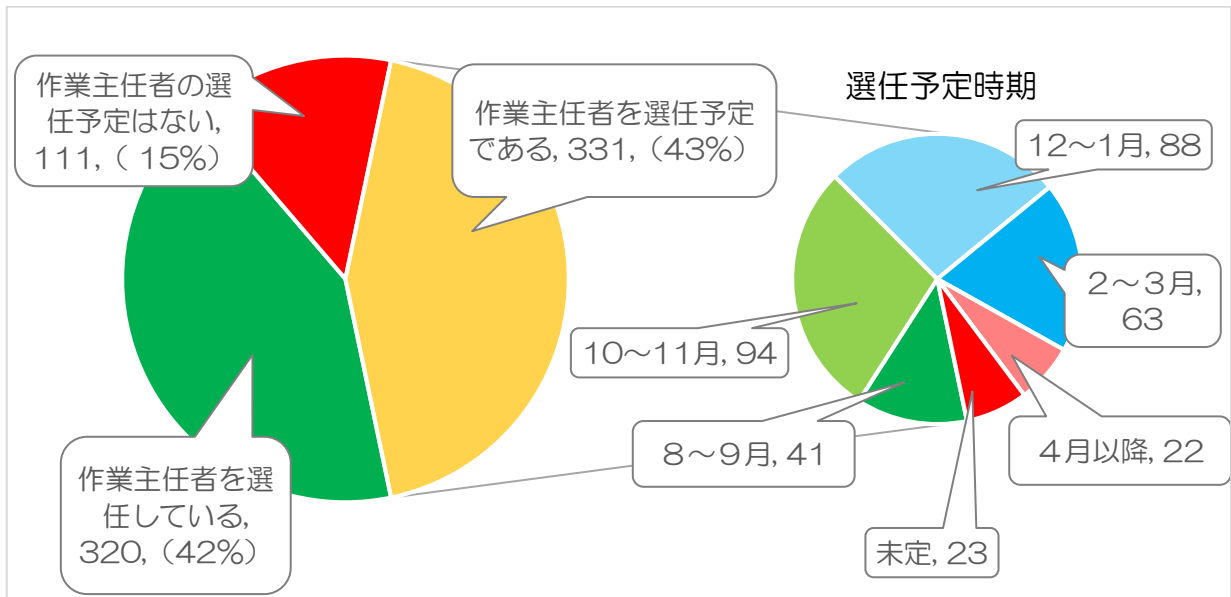
質問：金属アーク溶接等作業を行わせる場合、適切な呼吸用保護具を着用させていますか



ほとんどの事業場で、何らかの呼吸用保護具を着用させていましたが、適切かどうか不明という回答が34%ありました。継続して屋内でアーク溶接等作業を行う作業場においては溶接ヒューム濃度に応じた呼吸用保護具を、屋外等で金属アーク溶接等作業を行う作業場においては防じんマスクの規格に適合した有効な（国家検定品）防じんマスクを着用させる必要があります。

6 作業主任者の選任

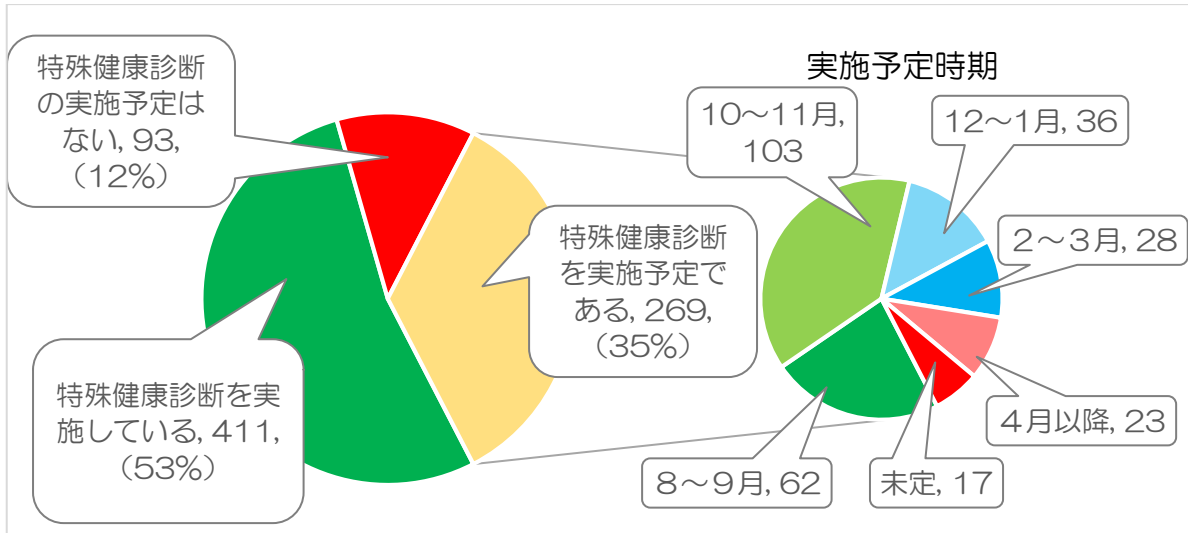
質問：特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任していますか



作業主任者の選任予定はない、または選任予定であるが4月以降若しくは未定という事業場が156ありました。令和4年4月1日から、金属アーク溶接等作業を行う場合には、特定化学物質作業主任者の選任が義務付けとなります。

7 特殊健康診断

質問：金属アーク溶接等作業を行う労働者に対して、特定化学物質健康診断（特殊健康診断）を実施していますか



特定化学物質健康診断（特殊健康診断）は、令和3年4月1日から、6か月以内ごとに1回実施し、その結果を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

溶接ヒュームによる健康障害防止のため、神奈川県労働局及び各労働基準監督署では、さまざまな方法で改正法令の周知に努めてまいります。事業場の皆様におかれましても、法令遵守をお願いいたします。